



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)

号外 第 39 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

- 島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則 (医 療 対 策 課) 1
 島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

告 示

- 補助金等交付規則第 3 条の規定による島根県省エネルギー設備普及促進資金利子
 補給金の交付等の対象を定める告示 (水 産 課) 2
 島根県水産業普及員設置要綱の一部改正 (") 3

選管規程

- 島根県選挙管理委員会規程の一部改正 3

公布された条例等のあらまし

島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則 (規則第33号)

1 規則の概要

副学院長の定数の改正 (第28条関係)

改 正 前	改 正 後
1 人	2 人以内

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則 (規則第34号)

1 規則の概要

- (1) 漁業活性化資金及び漁業経営緊急支援資金について、融資機関の資金措置に係る割合を改めることとした。(第 3 条関係)
 (2) 漁業活性化資金及び長期漁船建造資金について、融資利率を改めることとした。(別表関係)

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第33号

島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則

島根県立石見高等看護学院学則（昭和53年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第28条中「副学院長1人」を「副学院長2人以内」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第34号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「1.3」を「1.86」に、「1.46」を「1.43」に改める。

別表漁業活性化資金の項中 「年1.6パーセント。ただし、知事が別に定める者
にあっては、年0.8パーセント」を

「年1.7パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「2.0パーセント」を「2.4

パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の認定又は決定に係る融資について適用し、同日前の認定又は決定に係る融資については、なお従前の例による。

3 平成19年度における改正後の規則第6条の規定の適用については、別表漁業活性化資金の項中「1.7パーセント」とあるのは、「1.7パーセント。ただし、知事が別に定める者にあつては、融資額のうち別に定める金額の範囲内については年1.2パーセント」とする。

告 示

島根県告示第279号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県省エネルギー設備普及促進資金利子補給金の交付等の対象を次のとおり定め、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 補助金等の名称

島根県省エネルギー設備普及促進資金利子補給金

2 交付の目的

漁業者による省エネルギー設備の導入を支援し、漁業経営の構造改善を推進することを目的とする。

3 交付の対象者の範囲

漁業近代化資金を借り受けた漁業者等

4 利子補給金の交付の対象となる事業及び交付の率

(1) 貸付条件

ア 償還期間 7年以内(うち据置期間3年以内)

イ 融資利率 1.2パーセント

(2) 資金の貸付けの承認期間 平成21年3月31日まで

(3) 対象 省エネルギー設備の取得に要する資金

(4) 利子補給率 年0.70パーセント

5 その他

(1) 利子補給に係る漁業近代化資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることがある。

(2) 融資機関がその責に帰すべき事由により契約の条項等に違反したときは、利子補給金を打ち切り、又はその返還を命ずることがある。

(3) 融資機関は、知事が当該利子補給に関する報告を求めたとき等は協力をしなければならない。

島根県告示第280号

島根県水産業普及員設置要綱(平成17年島根県告示第420号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条中「技術吏員」を「職員」に改める。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第4号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程(昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第15条中「地域政策課に」の次に「管理監及び」を、「地域政策課長」の次に「、市町村課管理監、地域政策課管理監」を加える。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

